

令和7年度第1回尾張旭市男女共同参画審議会 会議録

1 開催日時

令和7年8月5日（火）

開会 午前10時

閉会 午前11時44分

2 開催場所

尾張旭市役所 南庁舎3階 301会議室

3 出席委員

松澤 裕子、松林 康博、靱山 みさき、田中 綾、水野 みち代、
上井 絹子、横井 寿史、小高 京子 8名

4 欠席委員

鈴木 竜彦、長谷川 裕子、石川 葵、森 朋子 4名

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員等

多様性推進課長 加茂 恵司郎

多様性推進課長補佐兼多文化共生係長 喜多野 純子

多様性推進課男女共同参画係長 佐藤 隆亮 3名

7 議題

(1) 第2次尾張旭市男女共同参画プラン 総括報告について

(2) 第2次尾張旭市男女共同参画プラン（中間見直し版） 重点施策 令和6年度実施状況について

8 会議の要旨

事務局 （課長）	本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。本年4月より多様性推進課長になりました加茂と申します。 それでは、ただ今から、令和7年度第1回尾張旭市男女共同参画審議会を開催いたします。終了は午前11時30分を予定しておりますのでよろしくお願いします。 本日は、鈴木 竜彦 委員、長谷川 裕子 委員、石川 葵 委員、森 朋子 委員 より欠席の御連絡を頂いておりますので、12名の委員のうち、8名の方に御出席いただいております。
-------------	---

	ます。 尾張旭市男女共同参画審議会規則第4条第2項に規定する過半数の出席を得ていますので、本審議会は成立しておりますことを御報告いたします。 本審議会は、市の「附属機関の会議の公開に関する基準」に基づき、傍聴者の傍聴を認めていること、「附属機関の会議録等作成に関する基準」に基づき、情報公開の対象となること、また会議録に委員のお名前を掲載することをあらかじめ御了承ください。 本日は、年度が替わって初めての開催であり、団体からの推薦委員の交代により新たに委員に就任された方がいらっしゃいますので、御紹介させていただきます。 尾張旭市小中学校PTA連絡協議会の 田中 綾 委員 です。 どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、会議の進行等について男女共同参画係長の佐藤から説明させていただきます。
事務局 (係長)	男女共同参画係の佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、資料などの御確認をお願いいたします。 ＜資料の確認＞ 本日の会議の開催に当たりましては、開催のご案内をお送りした際に、事務局からの回答の正確性を高め、担当部署の状況等を詳しく説明するために、資料内容について、事前に委員の皆様から御質問・御意見をお伺いいたしました。 多数の御質問・御意見をいただき、ありがとうございました。会議の中で、回答させていただきます。 なお、本日の会議の中で、新たな御質問・御意見をお出しいただくことを妨げるものではありませんので、よろしくお願いいたします。 本日は、資料1により、第2次尾張旭市男女共同参画プランの総括と令和6年度の実施状況の内部評価を報告させていただきます。 また、本市の男女共同参画推進条例において、「審議会は重要事項を審議する」こととされておりますので、資料2により、プランに13ある施策のうちの3つの重点施策である、「施策2-3 地域防災における男女共同参画の推進」、「施策3-2 ワーク・ライフ・バランスの推進」、「施策6-1 暴力を未然に防止する仕組みづくり」について御審議い

	ただき、年次報告書に掲載する、審議会としての意見をいただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、議事に移らせていただきます。 これ以降の進行につきましては、当審議会の議長である松澤会長にお願いいたします。
議長 (会長)	それでは、進行を務めさせていただきます。 次第2の(1)「第2次尾張旭市男女共同参画プラン 総括報告について」、事務局から説明をお願いします。
事務局 (係長)	<説明>資料1
議長 (会長)	ありがとうございました。 令和6年度の進捗状況と総括について報告いただきました。 また、委員の皆さんに寄せていただいた、事前質問への回答と意見の紹介をしていただきました。 今、報告いただいた、「令和6年度の進捗状況と総括」について、何か御感想や、御質問、御意見等がありましたら、御発言をお願いします。
議長 (会長)	では、私から一つ。 質問させていただいた、尾張旭市の全事業所数は2,846であるのに対し、ファミリー・フレンドリー企業が5になっており、すごく低いです。重点施策である施策3-2の実施状況は、他の施策と比べても低い傾向にあると思いますが、次のプランでは目標値を5から上げたのでしょうか。
事務局 (係長)	ファミリー・フレンドリー企業数は10企業、あいちワーク・ライフ・バランス賛同事業所は12事業所としています。
議長 (会長)	2,846のうちの10というのは、1%に満たない値ですが。
事務局 (係長)	県のこの施策については、比較的大きな企業・事業所が中心になっていると思いますが、本市の特徴として、市内に大企業が多くないことがあります。県内全体の企業と比較すると、市内には中小企業が多く、そこまで手が回らない企業が多いのかと思いますが、啓発を行っていきたいと思います。

議長 (会長)	他に御意見や御感想はよろしいでしょうか。
横井委員	私が質問させていただいた、施策３－２の、市役所の男性職員の育児休業についてですが、男性職員の育児休業取得率はもう少し高めの自治体が多いのかと思います。 尾張旭市では、一定期間以上取得しないと取得者としてカウントしないなどしているのか、データのとり方にもよりますが、若干低いように感じます。男性職員向けに、どのような取組をしているのか聞きたいです。 また、施策４－１の審議会への女性の登用について、委員に女性がいらない審議会が６あるとのことですが、瀬戸市や名古屋市では、女性がいらない審議会は１～２程度なので、６というのは多いと感じます。瀬戸市では、委員に女性がいらない場合、どうして女性が選任できないかの理由書を提出させています。この回答は、あまり危機感が感じられないように思います。 施策６－１の、中高生向けのデートＤＶの啓発についてですが、中学生に向けた啓発は、今年度は残念ながらできなかったとのことでしたが、引き続きぜひ中学生向けにやってほしいと思います。高校生については、直接市民でない方が対象になってしまうかもしれませんが、市内にある高校で、例えばデートＤＶの相談窓口が書かれたカードをトイレに置くなどの啓発をしてもらえればと思います。 もし、その啓発が県内全ての高校で実施されれば、高校生世代の県民全体に伝わることになるので、尾張旭市民であるとか関係なく、高校と協力してやってほしいです。こういうことは、若い世代の人に伝えることが大事なことだと思うので、伝えさせていただきます。
事務局 (係長)	職員の男性の育児休業についてですが、少しでも育休を取得した人の数が１７人中１０人です。取得日数は、３日の人から１５１日の人までいます。 人事課からの働きかけは、父親になるとわかった職員が人事課に申し出ると、書類で説明があるほか、適宜、口頭でも声掛けがあります。なので、人事課もそれなりに取り組んでいるとは思いますが、委員が、他の自治体を横断的に見られる立場で低いと感じられたということについては、担当課に伝えたいと思います。 審議会への女性委員の登用についてですが、女性委員がゼロの場合の理由書という件については、本市では、そこまでの取組をしていると聞いておりませんので、そういった例があることを伝えたいと思います。また、この施策は重点施策ですので、この次の議題で審議会としての意見を付していただく項目になりますので、そこでも御意見をいただければと

	思います。 デートDVの啓発について、高校で実施することについては、検討してまいります。
議長 (会長)	他に御意見や御感想はありますか。
議長 (会長)	では、私から。私がお願いした人口の資料で、こんなに細かく出てくるとは思っていなかったのですが、尾張旭市は、年少人口も多く、高齢化率は全国で29～30%のところ、26%程度であることが分かり、尾張旭市が比較的若い市であることは確認できたので、良かったと思います。
事務局 (係長)	しかし、若い世代は半年ごとに少しずつ減っており、年齢の高い世代は少しずつ増えていることも読み取れるので、そういう傾向であることは確かかと思います。
議長 (会長)	他によろしいでしょうか。
横井委員	こども向け啓発誌は、道德の授業などで取り上げてもらっているのでしょうか、それとも配るだけなのでしょうか。配るだけだと、なかなか読んでもらえないのではないかと思います。
事務局 (係長)	授業などで取り上げていただきたいという声掛けをしながら各校に配っていますが、学校の事情に応じて対応させていただいています。 配布した後、親子で見ていただいた事例があることも、お聞きしています。
水野委員	配布するのが4年生である根拠は何かあるのでしょうか。
事務局 (係長)	ある程度内容が理解できるようになり、将来の自分のことを考えられるようになる年代ということで、先生方にも意見をいただいて決めたようなことを聞いたことがあります。
議長 (会長)	それでは、次第2(1)についてはこのあたりまでにしたいと思います。 では、続いて次第2の(2)「第2次尾張旭市男女共同参画プラン（中間見直し版） 重点施策 令和6年度実施状況について」です。 3つの重点施策である、施策2－3の「地域防災」と3－

	2の「ワーク・ライフ・バランス」、6－1の「暴力の未然防止」については、審議会として意見を出していくこととなります。これから、「3つの重点施策」を審議してまいります。 それでは事務局より、まずは施策2－3「地域防災における男女共同参画の推進」について、説明をお願いします。
事務局 (係長)	<説明>資料2 施策2－3「地域防災における男女共同参画の推進」
議長 (会長)	ありがとうございました。 では、施策2－3について、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。 今後のこのように取り組んでほしい等の、御意見がありましたら御発言をお願いします。
横井委員	質問させてください。 尾張旭の防災訓練は、どの程度の規模なのでしょうか。 また、自主防災組織は、町内会の役員がやるようなものなのでしょうか。
事務局 (係長)	市が実施する防災訓練は、市内の9つの小学校区を毎年持ち回る形で日曜日に開催しています。市以外に、自衛隊や警察などの多くの関係機関や団体に参加していただいていますので、それなりに大きな規模で開催しています。 自主防災組織は小学校区ごとで組織し、それぞれの地元で防災訓練を開催するなどの取組をしています。「町内会の役員イコール自主防災組織のメンバー」なのか、町内会とは別で組織するかは、各校区に地元のルールがあるかと思います。
水野委員	私の地元の大久手自治会では、自治会に防災委員会があり、毎年、日を決めて防災訓練をしています。自主防災組織には、自治会長や町内会長、班長のほか、民生委員などが入っています。 地域によって先進的な取組をしている地区もあり、取組に温度差はあると思います。
事務局 (係長)	女性役員の割合については、担当課である危機管理課が、それぞれの自主防災組織に確認して、女性の役員さんがどれだけおられるかを拾った数字であると聞いています。

横井委員	地域防災において男女共同参画を進めようとする、地域で活躍する人の中に女性が一定数いないと、年配の男性の意見で動いていってしまうことになると思うので、そこに女性の委員が多くなるといいなと感じました。
事務局 (課長)	あくまで自主的な防災組織なので、このような意見があったことをお伝えし、女性の視点での防災がしやすいような形で進めていけるよう、意見をお伝えしたいと思います。
議長 (会長)	他に御意見などはよろしいでしょうか。
上井委員	尾張旭市では、防災教室の開催の計画などはないでしょうか。 商工会の女性部主催で、例えば、みんながいなくて子どもさんだけの時に災害があったらどこに行けばいいか、誰に連絡したらいいか、ということを学んだり、非常食の試食会などもしたりします。 そうすると、普段ないことが起こった時にどうするか、ということ、親子で参加して子どもさんに考えてもらえたりします。 労災病院の看護師さんにも来てもらって、夏休みの行事として、減災教室を開いたりしています。 かなり好評で、今、参加者を募っているところです。 市として、親子で参加する防災教室の開催など計画されてもよいと思いますので、提案したいと思います。
事務局 (課長)	市では、ロビーで防災に関する展示を実施したりします。 また、出前授業というものがあり、危機管理課が担当しています。3つのテーマがあり、「災害に備えよう」という、防災の基礎知識を学ぶもののほか、小学生向けのものや、市の防災対策を学ぶものがあります。 ご希望があれば、出張して授業を行うようにしています。
議長 (会長)	他にありますでしょうか。
横井委員	もう一点いいでしょうか。防災会議のメンバーにおける幹部職員6人の中の女性の割合についてですが、「幹部職員」というのは、危機管理課の管理職なのか、こういった方なのでしょうか。

事務局 (課長)	防災会議のメンバーは、市長、副市長、都市整備部長、上下水道部長、教育長、消防長です。その中で、令和５年度は上下水道部長が女性でした。
横井委員	ここでいう幹部職員は、本当に市のトップ層の幹部職員なのですね。そうすると、女性職員を増やすことは、簡単にできることではないですね。
議長 (会長)	他にどうでしょうか。
議長 (会長)	では、審議会の意見としては、 ・自主防災組織に女性の参画を促していただきたい。 ・防災教室など、親子で参加できる、防災意識を高めることができる啓発活動を取り入れてはどうか。 この２点とすることによってよろしいでしょうか。 <異議なし> ありがとうございます。 施策２－３については、これで終了いたします。 それでは、続いて、施策３－２「ワーク・ライフ・バランスの推進」について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (係長)	<説明>資料２ 施策３－２「ワーク・ライフ・バランスの推進」
議長 (会長)	ありがとうございました。 では、施策３－２について、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。 今後のこのように取り組んでほしい等の、御意見がありましたらお願いします。 なお、先ほどの議題で横井委員から御意見がありました、市職員に育児休業の取得を促すことをさらに取り組んでほしい、ということについては、まず一つ、審議会の意見としたいと思っています。
横井委員	先ほどの会長からも御指摘がありましたし私も申し上げたことですが、事業所数に比べて、指標の「５企業」というのは、さみしすぎだと思います。 あと、チラシを設置した、などで評価４というのは、本当にいいのか、と感じます。効果が出ているならそれでもよい

	ですが、もう少し企業向けに、商工会さんとタッグを組んで取組むなどしてはどうでしょうか。 関心のないところに集客するのは非常に大変だと思いますが、少ないとはいえ5企業いらっしゃるの、例えば、その5企業を取り上げて、フォーラムなどを事業者に向けて開催し、5企業が男女共同参画やファミフレに関する取組をしたことによって、採用活動に有利になったとか離職率が下がったとか、利益が上がるようになったとか、企業さんの率直な声を、企業向けに伝えられたりするといいかと思いました。そこに参加してくれる企業さんが、そもそもどれくらいあるか分かりませんが…。 男性の育児休業取得率が4割を超え、中小企業でも男性の育休取得希望者が出てきています。仕事柄、「若手の男性が育休取得を希望していて困る」という事業主の話聞くことがあり、「それで困っているのはダメですよ」と言う訳ですが、育休取得希望の声が上がっている以上、企業としてそこに対する取組をしないと、淘汰されていってしまうと思います。 せっかく、5企業、3事業所というところがあるので、そういうところに「会社の宣伝にもなる」と声掛けし、一緒に企業向けの呼びかけができたらいいなと思いました。
議長 (会長)	ありがとうございました。企業向けの、取組の実践例の紹介などを追加してはどうか、ということですね。 他にいかがでしょうか。
松林委員	企業についてですが、就職先もそうですが、バイトでも、応募や面接に当たり、日本次世代企業普及機構が実施している「ホワイト企業認定」を、学生は非常に興味を持って見えています。また、ファミリー・フレンドリー企業の認定の有無も見えています。 大学の講義でも、それらの認定に取り組んでいる企業さんに登壇していただくことがあります。学生もバイト活動などを通じて「ブラックバイト」なども知っていて「ブラック企業には行きたくない」という意識があるので、ホワイト企業に認定されていることを知ると、学生の印象が変わったりします。 企業にとって、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいることを採用のホームページに入れることは大きなインセンティブになると思います。 ただ、企業向けの呼びかけについては、全ての企業を対象に、とすると、あまり効果が出にくいので、「人材の採用をしたい企業」に絞って実施するのがいいかと思います。 市内に、採用活動ができる企業がどれくらいあるか分かりませんが、ごく小規模で採用活動をする予定がない企業にフ

	ファミリー・フレンドリー企業の登録を促しても、そのニーズや意識はないだろうと思います。市内の事業所のうち、もしそういった事業所が大半であれば現状の5企業でも十分かもしれない訳です。なので、まずは市内の事業所の人数などを見て、伸びしろがあるかどうかを検討するとよいと思います。 名古屋産業大学にも、約10,000の求人票が届いています。そのうち、市内の企業からどれだけ来ているか分かりませんが、例えば、ファミリー・フレンドリー企業に登録している企業は、学内の企業説明会でインセンティブを用意するとか、そういった形での協力はできるかと思います。ただ、何社あるかは、キャリア支援課に確認が必要にはなります。 もしこれによって、例えば3企業増えたとしても、現状の5企業からすれば大きな伸びとなりますので、そんな形で少しずつ増やしていければよいかと思います。2,800以上の事業所すべてに対して取り組むのは効果がないので、絞って取り組んだ方がいいと思います。
事務局 (課長)	今、市としては、それを伸ばす取り組みが十分ではないと思います。新しいプランでは、倍増して10企業とすることを目ざして取り組んでいますので、今のご意見にあった、商工会に協力を求めるとか、登録されている事業所の状態を聞くなどして、そこを市としてPRすることで底上げになっていくかと思うので、そんな形で進めていきたいです。 大学とも連携していければ、市としてもより効果的だと思いますので、よろしくお願いいたします。
横井委員	もう一点、待機児童についてです。 児童クラブ・学童クラブの待機について先ほど聞きましたが、保育園についてはどうでしょうか。
事務局 (係長)	令和7年4月時点で、1歳児が5人待機となっています。 保育園は、来年度、新たに2園開設する予定なので、担当課も、それによって待機児童が解消できるかと考えています。
横井委員	企業さんが本気になって頑張って、女性が働き続けられる職場にしていたときに、保育園にお子さんを預けられないとか小学校の壁にぶち当たってしまう状況だと、いつまでたっても社会で活躍できないことになってしまいます。 待機児童のことは今も取組んでおられると思いますが、小学校の学童のこととか、朝、出勤時に子どもを置いていかなければならない時に、預けられるような取り組みをしている自治体も聞きます。堂々と遅刻できる社会の方が子どもにとっていいと思うのですが、とは言え、働き続けることは大

	事な事なので、待機児童のことに全く触れないのではないと思います。特に、学童クラブの待機の50人は、インパクトのある数字だと思いました。
事務局 (係長)	市役所の職員の場合、出退勤時間をずらす時差勤務が可能で、子どもを送り出してから出勤することもできます。そういったことができるようになっていくとよいと思います。 保育園の1歳児の待機児童の件ですが、保育園に申し込んでも入園できなかった場合に育児休業を2歳まで延長できる制度があります。
横井委員	育児休業給付金の要件が、かなり厳しくなっているようですが、それでも抜け道があるのかもしれないです。
議長 (会長)	その他、御意見はありますか。
議長 (会長)	私が事前に質問させていただいたところに関係するのですが、指標①のところにある「取組期間が終了した」というところが、どうも変な感じがして、期間が終わったら終わりということなのか、と思って質問しました。 登録のし直しを忘れているとか、どういうことなのかと。
事務局 (係長)	県としては、間もなく期限が切れるよ、と言う声掛けをしているとは聞いています。
議長 (会長)	そういった促しは必要かと思いますが、「もういいや」となって、取組を終了させてしまうように企業が考えるところが気になっています。単に忘れているのか、この取組はもうしなくていいと企業が考えているのかは、結構大きな問題だと思います。
事務局 (係長)	県で審査をされる横井委員に伺いたいのですが、どうですか。
横井委員	一般事業主行動計画は101人以上の企業に義務化されているので、それ以下の企業は策定の必要がないものです。 登録のために一旦作って労働局に届け出たりもしたものの、計画達成は難しいと思いますので、担当者が変わって、まあいいか、となってしまうこともあるのかもしれないと思います。 あと、名古屋市の場合、子育て支援企業認定制度があり、その認定を受けるために加点をしていく一項目として、ファミリー・フレンドリー企業に登録していることが要件であったりします。この制度の認定のために一度だけファミフレ企

	業に登録し、子育て支援企業認定が取れたらもう更新しない、ということもあると思います。 名古屋市の子育て支援企業認定制度も更新制ではあるものの、更新時は新規に認定を受ける時より審査要件が緩く、ファミフレ企業への登録がなくても他で点が取れていれば更新できる場合があります。 また、以前は、ファミフレ企業に登録したら県が10万円支給するということをやっていたため、10万円もらうために登録した企業のために件数が急に伸びたことがあったのですが、そういう企業は、当時10万円もらうためにやっただけなので、当然、更新はしないということもあると思います。 県は、今でも一生懸命、このファミフレ企業を増やそうとしています。市内でこれを更新しなかった企業の考えは、正直、分からないです。
議長 (会長)	憶測ではありますが、本当にこの事業に賛同している企業であれば更新すると思いますので、別の制度に登録するための加点や補助金をもらうためなど、何らかの要因のためだけに登録した企業が、更新しないのだらうと思います。 先ほどの横井委員の御提案にもあったように、本当にこの取り組みをやってよかった、という企業の実践例を企業に伝えることが大事であると、改めて思いました。
議長 (会長)	他に、御意見はいかがでしょうか。 ありがとうございました。 では、審議会の意見としましては、 ・市の男性職員に対し、育児休業の取得をさらに促すこと。 ・市内の事業所数に対し、ファミリー・フレンドリー企業数、あいちワーク・ライフ・バランス推進運動への賛同事業所数の目標値が低いため、そのことを自覚して取り組んでほしい。 ・ファミリー・フレンドリー企業数やあいちワーク・ライフ・バランス推進運動賛同事業者数を増やす取組は、事業所の規模等により対象を絞るなど、効果的な取組をすること。 ・ファミリー・フレンドリー企業に登録した企業の実践例などを、企業に紹介してほしい。 ・引き続き、保育園や児童クラブ、学童クラブの待機児童解消に向けた取組をしてほしい。 以上を審議会の意見としてよろしいでしょうか。 <異議なし>

	ありがとうございます。 施策３－２については、これで終了いたします。 では、最後の重点施策、施策６－１「暴力を未然に防止する仕組みづくり」について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (係長)	<説明>資料２ 施策６－１「暴力を未然に防止する仕組みづくり」
議長 (会長)	ありがとうございました。 では、施策６－１について、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。 今後のこのように取り組んでほしい等の、御意見がありましたら御発言をお願いします。 なお、先ほどの議題で横井委員から御意見がありました、デートＤＶに関する中高生世代に向けた啓発、特に中学卒業後の世代に対する啓発について、高校に相談先啓発カードを置くことについては、まず一つ、審議会の意見としたいと思っています。
横井委員	質問してもよいでしょうか。 No.69 の事業について、内閣府のホームページのリンクを貼り、周知を図ったとのことですが、このＤＶの相談窓口というのは、市にはないのでしょうか。
事務局 (係長)	こども家庭課というところで、ＤＶ相談を担当しています。
横井委員	ＤＶ等相談先周知カードには、市の相談先は掲載してないのでしょうか。
事務局 (係長)	市のＤＶ相談を記載し、それに加えて、国の相談窓口を掲載しています。
横井委員	ＤＶ等相談先周知カードが設置されている場所が、公的なところばかりです。それも大事なのですが、追い詰められているような人は、むしろ公共施設などには行かないと思うので、多くの人が利用するスーパーなどに協力を得て、カードの設置ができないのでしょうか。ポスターをじっと見る人もいないと思いますので、カードの設置がいいと思います。 男性も同様で、男性もＤＶ被害者になることもありますの

	で、多くの人が利用する施設でカード設置ができると思います。
事務局 (係長)	スーパーなどにカード設置の協力を求めたことはないの で、実現可能かはわかりませんが、検討します。
議長 (会長)	他に御意見はいかがでしょうか。
議長 (会長)	一つ確認ですが、デートDVの啓発は、令和5年度に中学 生向けに実施したが、令和6年度はできなかったとのことで したが、今年度はどうでしょうか。
事務局 (係長)	今年度は、教育委員会に依頼しても難しいようであれば、 昨年度と同様に二十歳の集いで啓発をしようかと考えている ところです。
事務局 (課長)	本日いろいろとご意見をいただきましたので、市内の旭野 高校にも依頼して、御協力いただけるようであればお願いし たいと思います。
議長 (会長)	中学生に対する啓発は、教育委員会に依頼したところ、教 育委員会からノーというお返事だったということでしょうか。
事務局 (課長)	教育委員会の回答としては、今のやり方では受けにくいと の回答をいただきましたので、我々としても、学校に協力し ていただけるようなことを考える必要があると思っています ので、引き続き教育委員会と相談して、学校の負担が大き くならない方法を検討していきたいと思います。
横井委員	啓発のカードをトイレに設置してもらうくらいであれば、 そこまで先生方に負担をかけないと思います。授業をやって ほしいなどとなると、カリキュラムの関係などで難しいだ ろうとは思いますが。
田中委員	小中学生は、一人1台タブレットを持っています。小学4 年生を対象にした子ども向け啓発誌も、紙で作ったものは、 その時しか見ないので、データや簡単な動画などをタブレッ トで必ず見ってもらうような設定にして配信し、自主学習的 に活用してもらえると、先生の負担も軽減できて、目にも留 まりやすくなるので、よいと思います。

事務局 (課長)	タブレットも活用していただいて、先生の負担軽減について我々も考えながら進めていきたいと思います。
事務局 (係長)	デートＤＶの啓発の際は、タブレットで見ていただくような電子データを提供させてもらい、活用していただくようお願いしました。 動画など、いろいろなコンテンツがあると思うので、それも考えつつ進めていきたいと思います。
水野委員	二十歳の集いでは、どれを配布したのですか。
事務局 (係長)	お手元にある「ふせん」を二十歳の集いで配布しました。ふせんに記載されたＱＲコードを読み取ると、「これって愛情？」というチラシのデータが掲載された啓発ページを開くことができます。
水野委員	中学校では、何を配ったのですか。
事務局 (係長)	中学校では「ふせん」ではなく、デートＤＶに関する啓発をマンガの形で作った、内閣府男女共同参画局の数ページのパンフレットがあるのですが、そのマンガのパンフレットを電子データにして提供し、皆さんにタブレットで見ていただくようお願いしました。
小高委員	二十歳では遅いのではないかと、子どもを持つ身からは思います。小学生の子どもがいますが、子ども同士が、彼氏・彼女という接し方をしているのを聞くので、もう少し低年齢から教えてあげた方がいいかと思います。
議長 (会長)	ありがとうございます。他に御意見はいかがでしょうか。 では、審議会の意見としては、 ・高校生世代へのデートＤＶの啓発について、高校に依頼するなどして実施してほしい。 ・相談先啓発カードについて、スーパーなどの施設に依頼し、トイレに設置させてもらうなどの啓発をしてほしい。 ・中学生へのデートＤＶの啓発について、現場の先生に御負担のないよう、タブレットで見られるデータや動画を活用するなどの形で、続けていただきたい。 この３点が挙がっておりますが、他はよろしいでしょうか。 <異議なし>

	ありがとうございます。以上３点を審議会の意見として挙げさせていただきます。 施策６－１については、これで終了いたします。 重点施策についての意見は、ぜひ、事務局から事業実施担当課にも伝えていただきたいと思います。 では、本日の次第は、以上となります。 最後に、事務局から何かありましたらお願いします。
事務局 (課長)	本日は、活発に議論していただいたうえで御意見を賜り、ありがとうございました。 ９月頃には、今回の内容をまとめた「年次報告書」を、市ホームページで公表する予定であります。 現在の審議会委員の皆さまの任期は、令和７年８月３１日までとなっています。次回の審議会はそれ以降となりますので、このメンバーでの審議会の開催は、本日限りとなります。 委員の皆さまには、本審議会に対し、長きにわたってお力添えをいただき、ありがとうございました。 なお、９月以降も再任をお願いしております委員の皆さまには、引き続きよろしく願いいたします。 これからも、市としては、委員の皆さまのおかげをもちまして３月に策定いたしました「第３次男女共同参画プラン」に沿って、対応が必要な課題や、新たに生ずる課題に取り組んでまいります。 本日は、本当にありがとうございました。
議長 (会長)	ありがとうございました。 加茂課長のお話にもありましたとおり、このメンバーでの審議会の開催は、本日限りとなります。 私の会長としての任務も今日が最後となります。長い間お世話になりまして、ありがとうございました。 自分の履歴を振り返ってみると、この審議会が懇話会であった２０１２年からずっと関わらせていただいております。１４年くらいになります。 はじめは、公募市民の立場で入らせていただいたのですが、途中、大学教員専任となりました。その後も公募市民を続けていたのですが、前会長が退任されるタイミングでたまたま学識経験者として会長に就任させていただいたのが２０

	18年でした。8年くらい経っているということで、感慨深い気持ちでございました。 私は市民でもあり、女性でもあり、娘もいるのですが、同じような気持ち、つらい経験をしてほしくないという気持ちで取り組んできました。 これでこの審議会とさよならするのはちょっと寂しいな、と思っていたところ、公募市民であれば応募できるということでしたので応募しました。人数が少なかったのか、選んでいただけましたので、次からは公募市民として参加させていただこうと思っています。 引き続き、次期もよろしくお願いいたします。 ではこれにて、令和7年度第1回尾張旭市男女共同参画審議会を終了いたします。 皆様、お忙しい中ありがとうございました。
--	---